

新型コロナウイルス対策(インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長
(内務大臣指示の発出))

令和4年10月5日
在スラバヤ日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が11月7日まで延長されました。
- スラバヤ市を含む東ジャワ州内全38縣市及びジャワ・バリ内の全ての地域は引き続き活動制限レベル1とされています。

1. 10月3日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を11月7日まで延長する旨の内務大臣指示(2022年45号)を発出しました。

2. 同内務大臣指示では、スラバヤ市を含む東ジャワ州内全38縣市、その他ジャワ・バリ内の全ての地域について、引き続き活動制限レベル1とされています。活動制限の内容に変更はありません。活動制限レベル1の主な内容については、5月25日付け当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100348378.pdf>)等を参照してください。

なお、ジャワ・バリ外についても、ジャワ・バリ外での活動制限に関する内務大臣指示(2022年46号)により、11月7日まで延長され、全ての地域において活動制限レベル1とされています。

3. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、インドネシア国内の感染拡大の状況等には充分注意し、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。(了)